3　法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者たる地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

一　厚生年金保険法による同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下この項において「第三号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

二　第三号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

三　厚生年金保険法による保険給付及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

四　厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務

五　第三号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金に関する事務

4　法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者たる日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次のとおりとする。

一　厚生年金保険法による同法第二条の五第一項第四号の第四号厚生年金被保険者（以下この項において「第四号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

二　第四号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

三　厚生年金保険法による保険給付及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

四　厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務

五　第四号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金に関する事務

第二十三条の次に次の二条を加える。

第二十三条の二　法別表第一の二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　国家公務員共済組合法による組合員（同法附則第十二条第三項の特例退職組合員を含む。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

二　国家公務員共済組合法第三十七条の組合員（次号並びに次条第一号及び第二号において「組合員」という。）の資格の得喪に関する事務

三　組合員に係る標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第四十条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。次条第二号において同じ。）、標準期末手当等の額（同法第四十一条第一項に規定する標準期末手当等の額をいう。次条第二号において同じ。）又は組合員期間（同法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。次条第二号において同じ。）に関する事務

四　国家公務員共済組合法第五十条第一項又は第五十一条の短期給付の支給に関する事務

五　国家公務員共済組合法第五十五条の二第一項の一部負担金に係る措置に関する事務

六　国家公務員共済組合法第九十八条第一項（第二号から第四号までを除く。）の福祉事業の実施に関する事務

七　国家公務員共済組合法による掛金に関する事務

八　国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の掛金の払込み又は同法第百二十六条の五第三項の任意継続組合員の掛金の前納に関する事務

九　国家公務員共済組合法による組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書、船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は船員組合員療養補償証明書に関する事務

第二十三条の三　法別表第一の二十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　組合員の資格の得喪に関する事務

二　組合員に係る標準報酬の月額、標準期末手当等の額又は組合員期間に関する事務

三　国家公務員共済組合法による退職等年金給付及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第七号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

四　国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付の支給に関する事務

五　退職等年金分掛金（国家公務員共済組合法第百条第二項に規定する退職等年金分掛金をいう。）に関する事務

六　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項又は第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第三十七条の組合員の資格の得喪に関する事務

七　平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付並びにこれらの給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

八　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について適用するものとされた厚生年金保険法の規定による事務として行う第二十一条の二第二項各号に掲げる事務に準ずる事務

第二十四条に次の二号を加える。

七　国民健康保険法第八十二条第一項又は第二項の保健事業の実施に関する事務

八　国民健康保険法第百十三条の二第一項の資料の提供等の求めに関する事務

第二十四条の二中「（昭和三十四年法律第百四十一号）」を削り、同条を第二十四条の二の二とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二　法別表第一の第三十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による被保険者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第三号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

二　国民年金法による被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

三　国民年金法による給付及び当該給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

四　国民年金法による給付の支給に関する事務

五　国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金に関する事務

六　国民年金法第百八条第一項又は第二項の資料の提供等の求めに関する事務

第二十九条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　児童扶養手当法第三十条の資料の提供等の求めに関する事務

第二十九条に次の一号を加える。

八　前各号に掲げるもののほか、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務